



事業の目的

2019年国民生活基礎調査によると、ひとり親の現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満）の世帯員の相対的貧困率は48.1%と言われ、実に、ひとり親の半数近くが、相対的貧困に苦しんでいることになります。

就労母子家庭のうち、「正規の職員・従業員」は44.2%、「パート・アルバイト等」は43.8%と言われ、非正規雇用のシングルマザーが多い現状があり、平成27年のシングルマザー自身の平均年収は243万円とシングルファーザーと比較すると低い水準です。しかも、厚生労働省の調査によるとシングルマザーのうち養育費を受け取ったことがないと答えた人は全体の56%と半数以上にもなります。

そこで、裾野市社会福祉協議会では相対的貧困であっても頑張っている、母子家庭を中心にシングルペアレント応援事業を実施します。

市民の皆様から協力いただきました
「赤い羽根共同募金」
により本事業を実施しています！
また、多くの皆様から協賛いただき
実施することができています！



▼▼▼ \ 気軽に相談下さい！ / ▼▼▼▼

(福) 裾野市社会福祉協議会

〒410-1117

裾野市石脇524番地の1裾野市福祉保健会館2階

TEL : 055-992-5750 FAX : 055-993-5909

E-mail: info@syakyo-susono.or.jp

http://www.syakyo-susono.or.jp/

https://www.facebook.com/susonosyakyo



ともに生きる豊かな地域社会を目指して

シングルペアレント ／ 応援事業 ／

2022.6
START

支援内容

食糧品支援
生活用品支援
夕飯の配食
学用品購入支援
困りごと相談
など



(福) 裾野市社会福祉協議会



①食糧支援

☆緊急支援

「フードバンクふじのくに」へ食糧提供の要請を行うとともに、裾野市社協が3日分の食糧を独自に提供します。

☆通常支援

不定期です。食糧寄附により配分できる状態になった時、登録者に案内し、支援の希望を募ります。



②生活用品支援

☆日常生活に必要ではあるが、おそろかに成りがちな物を支援します。

- ・粉ミルク (2か月分)
- ・紙おむつ (2か月分)
- ・生理用品 (2か月分)
- ・シャンプー、ボディソープ (世帯の2か月分)
- ・歯ブラシ、歯磨き (世帯2か月分)
- ・キッチン洗剤
洗濯洗剤
柔軟剤 (世帯2か月分)



上記の中で希望するものを2か月ごとに渡します。

③相談支援 (なんでも相談)

相談支援員が生活や法律に関する相談を受けます。それにより顧問弁護士による相談や、県の「ひとり親サポートセンター」、その他の関係機関とつなげます。

例えば市や県行政と連携し、住居、就業、医療、子育て等の行政サービスによる支援が受けられないか検討します。



④夕飯の配食

裾野社協が行う子ども食堂「みんなの家」は月2回夕食の提供をしています。併せて、多くの方から寄附していただく、食材や果物、野菜、お菓子などを一緒にして、職員が配達を行っています。

※対象は、保護、準要保護世帯に限ります。



⑤中古品リクエスト

より快適な生活のため、中古品でも欲しい品物(電化製品、家具その他なんでも)をリクエスト登録しておけば、社協の関係先に提供を呼びかけます。

また、逆に不要となっているが捨てるのにはもったいない物を欲しい家庭に渡す事業も企画していきます。



譲り受けたい方



提供できる方

入学祝い金の支給

新たに小中学校に入学する児童生徒がいる家庭に対し、入学祝い金として5,000円の現金をお渡します。(銀行振り込み)



学用品等の購入資金支援

小学生以上、高校生以下の児童生徒に年1回、学用品およびスニーカーの購入資金として5,000円のクーポンカードをお渡します。



対象者

0歳から18歳までの子供を扶養する母子、父子家庭および単身の祖父、祖母家庭で住民税非課税世帯、またはそれに相当する収入であること。(上記世帯は戸籍に関係なく、実態が該当する母子父子家庭等であれば可)

利用の方法

登録制となっています。支援を希望する者は、社会福祉協議会との面談により生活実態を説明していただく必要があります。申請時に非課税とシングルペアレント世帯である証明書の提示が必要です。市役所から届いた本事業案内チラシを持参し、社会福祉協議会へ申請していただきます。

-問い合わせ連絡先は裏面に記載-

学制服リユース事業

卒業や成長で着られなくなりました市内中学校の制服、小学校入学式用のフォーマルな服を必要とされる方にリユースします。どなたでも利用できます。



譲り受けたい方・提供できる方

